

旧 NHK 岡山放送会館跡地地歴調査業務委託

仕様書

岡山市政策局政策部事業政策課

第1章 総 則

1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 3 (費用の負担)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令、規則、設置基準、指針、通達等を遵守しなければならない。

1. 5 (秘密の保持)

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

1. 7 (技術者)

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務の目的を十分に理解し、能力と経験を有した技術者を配置しなければならない。

1. 8 (業務の修正)

業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに該当業務の修正を行わなければならない。

1. 9 (関係官公庁等との協議)

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当り、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 10 (参考資料の貸与)

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1. 11 (参考文献等の明記)

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第2章 特記事項

2. 1 (委託業務の名称)

旧 NHK 岡山放送会館跡地地歴調査業務委託

2. 2 (調査対象地)

岡山市北区丸の内二丁目1-104、105の一部

2. 3 (委託期間)

契約締結日から令和8年9月30日

2. 4 (業務概要)

本業務は、調査対象地における土壌汚染対策法に基づく、土壌汚染地歴調査を実施するものである。

2. 5 (業務実施計画)

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、監督員に提出すること。業務実施計画書については、契約書及び仕様書に基づき次の事項を記載すること。

- ・業務内容（目的・概要）
- ・実施方針
- ・業務の順序及び方法
- ・業務工程表
- ・その他必要な事項

2. 6 (準拠する法令等)

本委託は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)
- (2) 「土壌汚染対策法施行令」(平成14年政令第336号)
- (3) 「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)
- (4) 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」
(令和4年環境省水・大気環境局土壌環境室)
- (5) 「土壌汚染状況調査における地歴調査について」(平成24年8月17日付環水大土
発第120817003号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)
- (6) その他

2. 7 (業務内容)

委託内容は以下に示すとおりとする。本仕様書及び関係法令等に基づいて実施すること。

(1) 地歴調査

- 1) 資料調査
- 2) 聴取調査
- 3) 現地調査
- 4) 考察・報告書

本業務は、公図、土地全部事項証明書、過去の地図（地形図、土地利用図、住宅地図等）や空中写真、その他関係する情報により、特定有害物質を使用・廃棄及び保管し得る場所を調査対象地及び隣接する周辺において可能な限り過去(1945年頃まで)に遡って、土壤汚染対策法に基づく地歴調査を実施するものである。地歴調査において確認する情報としては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」(以下、ガイドラインという)のAppendix-18(地歴調査チェックリスト)に示された内容を網羅することとし、入手・把握すべき資料の種類としては、ガイドラインのAppendix-19(資料調査において入手・把握する資料(参考例))を参考とする。また、地歴調査の結果、「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」以外の土地が認められた場合、当該単位区画において土壤ガス調査及び表層土壤調査について土壤汚染状況調査計画の立案を行うこと。なお、これらの調査を実施するに当たっては十分な経験及び知識を備えた技術者が対応すること。

2. 8 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は下記のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。
なお、本業務の報告書等は、土壌汚染対策法第4条第1項届出に併せて提出するため、そのことを踏まえて情報を分かりやすく整理すること。

(1) 着手前に提出する書類

- | | |
|--|----|
| 1) 業務責任者届 | 1部 |
| 受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。 | |
| 2) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であることを証明できるもの | 1部 |
| 3) 土壌汚染調査技術管理者の証明できるもの | 1部 |
| 4) 委託工程表 | 1部 |
| 5) 委託業務着手届 | 1部 |
| 6) 再委託届出(再委託を行う場合のみ) | 1部 |

(2) 完了後に提出する書類

1) 委託報告書

委託報告書の内容は以下のとおりとし、その様式については監督員と事前に打ち合わせを行うこと。

- | | |
|----------------------------------|----|
| ① 地歴調査報告書 2部(A4判製本) | |
| ② 上記報告書のデータ(CD-R等) 一式 | |
| ③ 打合せ議事録 1部 | |
| ④ その他指示した図書 | |
| 2) 委託写真帳 | 1部 |
| 調査の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理して提出すること。 | |
| 3) 委託業務完了届 | 1部 |
| 4) その他監督員の指示したもの。 | |

2. 9 (注意事項)

- (1) 調査に関する疑義が生じたときは、監督員と協議し、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は契約締結後、速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- (3) 監督員は受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。
- (4) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。